6 法務関係

ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

	3 0 ~ 9 V 12]7公間3及 00 天 5元 改革·民間開放推進 3 か年計画(平成 18 年 3 月 31 日閣議決		
		実施予定時期	 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
事 項 名	措 置 内 容	平成 16 年度	
法曹人口の大	b 司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年	調査・研究・検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議
幅増員等	にはその達成を目指すべきとしている1,500人程度への増		決定)【法務関係】ア aに移行)
(法務省)	員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の		
	状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべ		
	きとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ		
	早期の実施を図る。		
	また、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は		
	社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるもので		
	あり、平成22年頃までに3,000人程度に増員されても、これ		
	が上限を意味するものではないので、この点を踏まえて、そ		
	の後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討を行う。		
	c 司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む	逐次検討	寸 (規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議
	新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の	│ ·実施	決定) [法務関係]ア りに移行)
	目標(平成22年ころまでに3,000人程度)を可能な限り前倒		
	しすることを検討するとともに、その後のあるべき法曹人口に		
	ついて、社会的要請等を十分に勘案して更なる増大につい		
	て検討を行う。		
	その際、国民に対する適切な法曹サービスを確保する観		
	点から、司法試験の在り方を検討するために必要と考えられ		
	る司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、		
	司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把		
	握に努める。		
法科大学院非修	a 予備試験の実施に際しては、法科大学院修了者と同様の	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議
了者への司法試験	素養があることを判断するためのものであるという本来の趣	(予備試験は平成23年より実施)	決定)[法務関係]ア aに移行)
受験資格の確保	旨を確保する必要があり、したがって、新司法試験の合格率		
(法務省)	において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可		
	能な限り差異が生じないようにすべき等との観点を踏まえつ		
	つ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格		
	者数等について見直しを行っていく。		
	b 法曹となるべき資質·意欲を持つ者が入学し、厳格な成績	逐次検討	寸 (規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議
	評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上	·実施	決定)[法務関係]ア bに移行)
	で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程		
	度(例えば約7~8割)の者が新司法試験に合格できるよう		
	努める。		

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成 18 年3月 31 日閣議決				
東西 夕	世 墨 山 京	実 施 予 定 時	期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	
事 項 名	措 置 内 容 	平成 16 年度 17 年度	18 年度		
	c 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験		逐次検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議	
	は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問		·実施	決定) 【法務関係】ア (に移行)	
	わず、同一の基準により合否を判定する。また、本試験におい				
	て公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数につい				
	て毎年不断の見直しを行う。以上により、予備試験を通じて法曹				
	を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われない				
	ようにする。				
弁護士法第72	弁理士、税理士、司法書士など、近年法改正がなされた結	引き続き実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議	
条の見直し等	果、その行うことのできる業務に一定の法律業務が追加された隣			決定) 【法務関係】ア に移行)	
(法務省、経済産	接法律専門職種について、規制改革委員会の「規制改革につ				
業省、財務省)	いての第2次見解」(平成 11 年 12 月 14 日)及び司法制度改革				
	審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観				
	点から、これらの法律の改正後の状況についてフォローアップを				
	行う。				
	さらに、会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟				
	代理人となれるようにすることについても、そのようにすべきであ				
	るとの指摘があることを認識しつつ、引き続き検討を行う				
国際化時代の法		逐次検討・結論	龠	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議	
的需要への対応	する観点から、外国法事務弁護士(外弁)事務所についても日			決定) [法務関係]ア に移行)	
(法務省)	本弁護士と同様の位置付けで法人化を認めるべきであるとの指				
	摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需				
	要の動向や外弁の登録数、外弁と日本弁護士(法人を含む)と				
	の外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外弁事務所の法人				
	化について検討を行い、結論を得る。				
情報公開の推	苦情及び紛争の再発及び未然防止の役割を期待される苦	引き続き検討		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議	
進等	情・紛争処理機関については、消費者・利用者保護の観点も踏			決定) [法務関係] ア に移行)	
(関係府省)	まえ、個人情報の保護及び事業者に不当な不利益を及ぼす可能はあります。				
	能性を勘案しつつ、苦情・紛争の再発及び未然防止に資する処				
	理事案の内容等を早期に公開することを検討する。特に、国民				
	の生命安全に直接かかわる事案については、適時に事案(トラ				
	ブルの原因究明結果等を含めた処理事案の内容)を公表するこ				
	とを検討する。また、特に罰則が課せられるような重大な違反事				
	例については、個人情報等の合理的な理由がない限り、事業者				
\	名の公表措置の活用を検討する。	>= 1 → 1			
適正処理のため	b 公正、効果的、かつ効率的な苦情、及び紛争処理を行うため	逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議	
の規範の制定	の指針に関する国際標準化機構(ISO)による規格制定後、各			決定) [法務関係] ア に移行)	
(関係府省)	苦情・紛争処理機関に対して、速やかにその周知を図る。				

イ 我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備

規制	改革·民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決					
事項名	措置内容		施 予 定 時 期		講ぜられた措置の概要等	
		平成 16 年度				
会社設立に関す		継続的に実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議	
る諸手続について					決定) [法務関係]イ に移行)	
の電子化	申請等の公的手続を含む)の電子化を引き続き一層推進する。					
(法務省、総務省、財						
務省、厚生労働省)						
<itエ に再掲=""></itエ>		A=111== N=	1			
登記のオンラインに		一部措置済	逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議	
よる一括申請及び登					決定) 【法務関係】イ に移行)	
記事項の電子化	【商業登記規則等の一部を改正する省令(平成16年法務省令第22					
(法務省)	号)]					
<itエ に再掲=""></itエ>	A WER COLOR TO LANGUAGE AND A SECOND OF THE	14 + 155 / /	-1 - A			
動産・債権担保法		検討開始	引き続き		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議	
制の整備による資	. వే.		検討		決定) 【法務関係】イ に移行)	
金調達の円滑化						
(法務省)			1# m			
未公開会社(株式譲渡			措置		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議	
制限会社)が特定の株主					決定) [法務関係]イ に移行)	
から自己株式を取得する						
際に他の株主が買取を請						
求できる期間の延長	いて、自らの適切な判断により議案の追加の請求時期を定めること					
(法務省)	ができることとする。					

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
学 点 口		平成 16 年度 17 年度 18 年月	
□対析者に係る資	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を		
格の相互認証等	一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有す		
(経済産業省、法務省)	る人材の確保を図るため、以下の事項について実施等行う。		
<itオ aに再掲=""></itオ>	a IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受入れ関連制度の	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議
	見直しを行い、引き続き所要の措置を講ずる。		決定)[法務関係]ウ aに移行)
	【平成16年法務省告示第363号(平成16年8月27日施行)】		
(経済産業省)	b 我が国経済の発展に貢献する海外の高度な人材を確保する観	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議
<itオ bに再掲=""></itオ>	点から、IT技術者の資格の相互認証については、各国の国家資格		決定)[法務関係]ウ bに移行)
	のみならず、高水準の民間資格もその対象とする。		

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決				
東西名	## B T D	実 施 予 定 時 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等		
事項名		平成 16 年度 17 年度 18 年度			
海外からの外国人	b 上記措置を講じてもなお、企業内転勤において求められる	逐次検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議		
転勤者に関する在留	「就業経験1年以上」の要件が高度な技術・知識等を有する外		決定) [法務関係] ウ に移行)		
資格の周知徹底等	国人の転勤の障害となる場合には、制度の悪用防止にも配慮				
(法務省)	しつつ、その見直しも検討する。	.=.///			
外国人人材育成		逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議		
に資する研修・技能			決定)[法務関係]ウ aに移行)		
実習制度の見直し	体制等を踏まえ、国際貢献に資する観点からも幅広く対象職				
(厚生労働省、法務省)	種を見直す。				
	【職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成				
	16年厚生労働省令第3号)(平成16年4月1日施行)、引き続き				
	逐次実施	75.4cm			
	b 研修・技能実習生の失踪などといった問題も顕在化し、本制度が悪界されているとの指摘が表えても際されます。	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議		
	度が悪用されているとの指摘がある点も踏まえ、こうした問題の		決定)[法務関係]ウ bに移行)		
	発生を防止する施策も併せて講ずる。 a 今後我が国が歓迎すべき外国人の受入れを一層積極的に	逐次実施			
八国官理体制 の整備等		逐次美胞	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議		
の登備寺 (法務省)	はめるとともに、国民の治安に対する不安に応えるべく必要な チェック・取締体制の強化を図るためにも、入国管理体制を整		決定)[法務関係]ウ aに移行)		
(水流)	デェック・政師体前の強化を図るためにも、八国官珪体前を整 備していく。				
	業務の効率化等を図っていく。	述从关 旭	(焼間以筆は進めための 5 が午計画(千成 19 年 0 万 22 日間職 決定)[法務関係]ウ bに移行)		
「技術」、「人文知		随時措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議		
識・国際業務」の要		No contain	決定) (法務関係) ウ に移行)		
件の緩和	等の専門性、技術性を確保しつつ、学歴・実務経験要件を緩		7/XC) (7/24/3/5) (6/19/13)		
(法務省)	和することが可能とされた分野については、随時措置する。				
料理人等熟練技		随時措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議		
能者に対する在留		1~ 33,124	決定) [法務関係] ウ に移行)		
要件の緩和	より現状と同等の技能レベルを確保しつつ、実務経験要件を緩		,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
(法務省)	和することが可能とされた分野については、随時措置する。				
在留外国人の入	a データベースの構築を含め、外国人の在留状況に係る情報	結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議		
国後におけるチェッ	を相互照会・提供する仕組みを整備する。		決定)【法務関係】ウ a に移行)		
ク体制の強化	b 国及び地方公共団体が外国人の在留状況を的確に把握す		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議		
(内閣官房、警察庁、総	ることができるよう、外国人の身分関係及び居住関係の確認方		決定)【法務関係】ウ b に移行)		
務省、法務省、外務	法である外国人登録制度を見直す。				
省、財務省、文部科学	て 不法就労者を雇用する事業主等に在留資格確認義務を直		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議		
省、厚生労働省、経済	接規定する法令を整備する。		決定) 【法務関係】ウ cアに移行)		
産業省、国土交通省)					

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決				
事項名	措置内容	実 施 予 定 時 期		期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
争块石	19 鱼 内 台	平成 16 年度	17 年度	18 年度	
	d 職業安定関連法令を改正し、外国人を雇用する全ての事業主に				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議
	対して報告を義務づけるとともに、本人氏名・在留資格等、現在は				決定) 【法務関係】ウ cイに移行)
	e 「入国·在留審査要領」の実効性を高める。「研修」、「興行」、「投				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議
	資·経営」等の資格で在留している外国人を報告対象に含め、「外				決定)[法務関係]ウ dに移行)
	国人雇用状況報告」が対象とする資格とも調整する。		T + 1 - 1 - 1		
実務研修中の法			平成18年度	までに結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議
的保護の在り方	せられることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行わ				決定)[法務関係]ウ aに移行)
(法務省、厚生労働省)	れ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、法的保護の在り方に ついて幅広/検討し、体験を得る				
OC A D T C の 契 /二米h	ついて幅広く検討し、結論を得る。		 逐次実施		/担制な某状体のための 2 か矢込戸(立式 40 矢 2 日 22 日間美
26 ABTCの発行数 の増大に向けた取	経済のグローバル化が進む中で、APEC域内のとトの移動を円滑にするため、ABTC制度を積極的に活用するよう、より一層の周知		逐从夫旭		(規制改革推進のための 3 か年計画(平成 19 年 6 月 22 日閣議 決定)[法務関係]ウ に移行)
組の推進	措置等を講ずるとともに、初年度の発行実績を踏まえ円滑な発行に				/大龙)(石物)(京)(京) (1911)
(外務省)	向けた発行手続の見直しを図る。				
34 外国人研修·技	a 技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、技能実習			検討·結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議
能実習制度に係る	生に対する在留資格を創設する。			IXH 3 MH HIM	決定) (法務関係) ウ bに移行)
法令の整備	b 制度に係る告示・公示等、法令以外の規定に基づく受入れ機関			検討·結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議
(法務省、厚生労働省)	等の研修生及び技能実習生に対する監理責任に係る規制等につ				決定)【法務関係】ウ cに移行)
	いて、それぞれの性質を明らかにした上、政省令への格上げを行う				
	などの形で整理を行うことについて検討し、結論を得る。その際は、				
	不正行為を行った受入れ機関の新規受入れ停止期間を5年に延長				
	するなど、規制を厳格化する等の方策についても併せて検討する。				

エ 国際的な高度人材の移入促進(日本版「グリーンカード」の創設など)

規制	改革·民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決				
事 項 名	措置内容		実 施 予 定 時 期		講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
学 块 口		平成 16 年度	17 年度	18 年度	
永住許可·不許可	永住を希望する外国人の許可要件に関する予見可能性を高		逐次!	実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議
事例の公開の充実	めるため、永住に関する許可事例、不許可事例を、例えば各々				決定) [法務関係]ウ に移行)
(法務省)	100事例ずつ蓄積するまでの間、事例を追加する等、充実する。				
永住許可における	高度人材の安定的地位の確保を促進し、経済活性化に資す	結論			(法務省)
資格要件の特例措	るためにも、構造改革特別区域推進本部評価委員会における				平成 16 年8月 31 日の構造改革特区評価委員会において、仮
置の全国展開	評価を踏まえ、永住許可における資格要件の特例措置を速や				に全国展開すれば、特区における特定事業に代わる指標がなく
(法務省)	かに全国展開する措置を講ずることを検討し、結論を得る。				なるため、全国展開に関する評価になじまない、とされたことを踏
	【構造改革特区評価委員会の意見を踏まえ、全国において実				まえ、全国において実施しないこととした。
	施しないこととした】				

規制	改革·民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決						
事項名	措置内容	実	実施予定時期		実施予定時期		講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
学 块 口		平成 16 年度	17 年度	18 年度			
高度人材の移入	在留資格取消し制度の創設、その施行状況及び実態調	検討開始		結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議		
に資する在留期間	査体制の整備状況等も踏まえつつ、高度な人材について				決定)[法務関係]ウ に移行)		
の見直し	は、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講						
(法務省)	じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げる措置を						
	講ずることについて検討し、結論を得る。						

オ その他

<u> カ C O 7 i E</u>					
規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決				
事項名	 		施予定時		講ぜられた措置の概要等
	14 📅 1, 🛱	平成 16 年度	17 年度	18 年度	
行刑施設の民	a 今後、刑務所等の新設に当たっては、PFI手法により設置		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議
間開放推進	する予定の美祢社会復帰促進センター(仮称)の実施状況				決定)【官業改革関係】ア aに移行)
(法務省)	も勘案しつつ、PFI手法による整備を積極的に進めるととも				
	に、行刑施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務				
	の民間委託を行う等、民間開放を推進する。				
	b 既存施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議
	する事務については、先行事例(美祢社会復帰促進センタ				決定) [官業改革関係]ア りに移行)
	- (仮称))の実績に対する評価も踏まえつつ民間開放を推				
	進する。				
登記事務の民間			検討開始	引き続き	(法務省)
開放に関する検討	関する重要事項について公簿に記載し公証する公権力の行			検討	登記事務の民間開放については、平成18年2月8日の行政減
(法務省)	使として厳正・公正・中立に行う必要があり、不適切な事務処				量・効率化有識者会議において、登記・供託事務が業務の抜本的
	理により国民の権利保護及び円滑な経済取引に対し重大な				かつ構造的な見直しの追加検討事項とされたことを受け、同会議
	影響を及ぼすこと、事務処理に必要な能力は、登記所職員				に対して、登記事件の審査事務(いわゆる甲号事務)は、国が自ら
	が日常多数の登記事件を処理する中で、研鑽や研修を積ん				主体となって、厳正・公正・中立に、全国統一的に直接実施する
	で身に付けている極めて専門性の高い能力であること、登記				必要があり、独立行政法人化ないし民間委託することは困難であ
	所の管轄ごとに一元的に管理すべき業務であって、利用者				るとの検討結果を示している。
	が事業者を選択する余地はなく、競争原理が働かないため、				一方、登記事項証明書等の交付事務(いわゆる乙号事務)につ
	不適切な事業者を淘汰することが難しいことから民間開放が				いては、「公共サービス改革基本方針」(平成 18 年 9 月 5 日閣議
	困難であると主張されている。				決定)において、公共サービス改革法に基づ〈競争入札の対象と
	しかしながら、公正・中立・公益性の担保に関しては、法律				され、不動産登記法等の特例措置及び省令を整備し、民間競争
	上又は契約上受託者にその要件を課すことで十分に対応で				入札の実施により民間事業者に対する委託を可能とした。
	きるものである。また事務処理能力に関しても、弁護士や司				これを受けて、昨年12月、全国22庁において民間競争入札を
	法書士等が一定の経験や研修を受けた上で、マニュアルが				実施し、平成20年度から乙号事務を行う民間事業者を決定したと
	整備されていれば行うことができるものであり、登記事務の民				ころである。なお、この民間競争入札については、平成 20 年度以
	間開放に関し検討する。				降も順次対象登記所を拡大して実施することとしている。